

2026年2月3日

各 位

会社名　日本和装ホールディングス株式会社  
代表者名　代表取締役社長　鶴野 尚史  
(コード番号：2499 東証スタンダード)  
問合せ先　管理本部本部長　花岡 直樹  
(TEL. 03-5843-0097)

### 株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2026年1月27日付で公表しましたとおり、当社の支配株主である吉田重久氏（以下、「提案株主」といいます。）より、2026年3月27日開催予定の当社第40期定時株主総会において、当該株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領いたしました。

当社は、2026年2月3日開催の取締役会において、本株主提案について慎重に検討した結果、反対することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案株主

株主名：吉田重久

##### 2. 株主提案の内容

###### (1) 議題

取締役選任及び監査役選任の件

###### (2) 議案の要領及び提案の理由

別紙に記載のとおりです。なお、別紙は、提案株主から提出された株主提案書の記載を原文のまま掲載しております。

##### 3. 株主提案に対する当社取締役会の意見

###### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

###### (2) 反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から本株主提案に反対いたします。

###### ①「コーポレート・ガバナンスの充実及び少数株主の利益の保護に係る方針」との不整合

当社は、過去の経緯及び当社を取り巻くガバナンス環境を踏まえ、上場企業としてあるべき適切な意思決定プロセス及び仕組みを構築するとともに、十分な牽制が機能するガバナンス体制を確立するために、「コーポレート・ガバナンスの充実及び少数株主の利益の保護に係る方針」を策定しております。当該方針第3項は、半数以上の取締役が、支配株主及び創業者からの独立性を有する

独立社外取締役である状態を維持すること、と定めております。当該方針は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にも記載し、少数株主を含む全ての株主の利益を公平に考慮した経営を行うための基本方針として、当社と投資家の皆様とのお約束のもと、2023年1月から現在まで約3年間に渡ってこれまで遵守してまいりました。

本株主提案の内容は、本株主提案書記載のとおり、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード4-8③の内容を満たすものですが、当社の上記方針の内容を満たすものではないため、当社における適切な意思決定プロセス及び適切なガバナンス体制の構築が困難となり、少数株主の利益の保護が十分に図られない可能性があることについて懸念しております。

## ②NPO法人との関係性・兼任に関する懸念

本株主提案における取締役候補者8名のうち業務執行取締役候補者3名、及び監査役候補者3名のうち社内監査役候補者1名の計4名は、提案株主である吉田氏が代表理事を務めるNPO法人の理事を務めています。

4名もの役員が兼任となることで、当社の運営とNPO法人の運営の適切な切り分け及び当社とNPO法人の適切かつ健全な関係性を保つことが困難になってしまい、ひいては当社とNPO法人が一体性のある状態で活動していると投資家、ステークホルダー及び世間の皆様に誤解を与えてしまうのではないかと懸念しております。

また、日常的に会社業務や重要情報に関与し、経営の執行及び監査の中核を担う立場にある業務執行取締役及び社内監査役が、当社と関係性の近い特定の団体の役員を兼任している場合、当該団体との関係性において、利益相反の問題に苦しむこと、ひいては当社の意思決定が難航することが生じ得るのではないかと懸念しております。

## ③経営の継続性及び安定性に関する懸念

本株主提案は、取締役8名及び監査役3名を新たに選任するものであり、実質的に現任の取締役及び監査役の全員を同時に交代させる内容となっています。取締役及び監査役を一度に刷新することは、当社の経営方針や進行中の施策の継続性を損ない、事業運営や意思決定、取引先等との関係性に混乱を生じさせるおそれがあります。

企業価値の持続的向上のためには、適切な引継ぎを確保しつつ、段階的に体制を移行していくことが重要であり、役員の一斉交代はその観点から経営の継続性及び安定性を損なう懸念があると考えております。

## ④従業員及び組織への影響に関する懸念

経営体制の急激な変化は、従業員の不安や士気の低下を招き、人材の離職につながる可能性があり、結果として事業運営の安定性に影響を及ぼすおそれがあります。本株主提案では、こうした組織面への影響について十分な配慮が示されているとは言えないと考えております。

当社取締役会としては、従業員を含む全てのステークホルダーの皆様との信頼関係を維持しながら、安定的かつ持続的な経営を行うことが重要であると考えております。

## ⑤業績等に照らして役員一斉交代の合理性がないこと

当社の直近5年間の売上高は、以下の通りです。

2021年：5,058

2022年：4,770

2023年：4,504

2024年：4,704

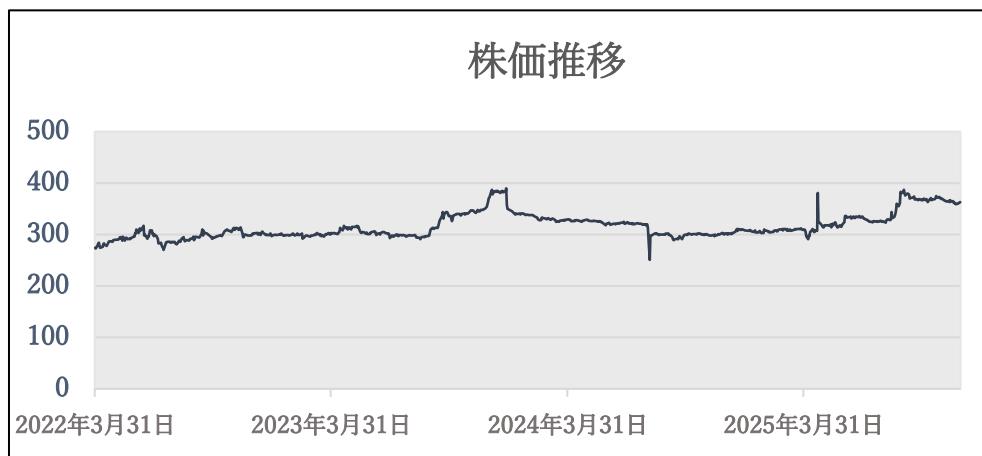
2025年：4,485（2026年1月28日に開示した業績予想数値より）

※単位：百万円

また、株価及び配当の推移は以下の通りです。

2025年12月期においては、2025年1月6日時点の株価は307円であったのに対し、2025年12月30日時点の株価は362円となっており、株価は55円（期首比17.9%）の増加となっております。

中期的にも、2022年3月31日時点の株価は274円であったのに対し、2025年12月30日時点の株価は362円となっており、株価は88円、率にして32.1%上昇しております。



また、配当実績については、以下のとおり、継続的かつ安定した配当を実施しております。

2021年12月：12円（12円の内、記念配当1円）

2022年12月：13円

2023年12月：14円（14円の内、記念配当1円）

2024年12月：14円

2025年12月：16円（16円の内、記念配当2円）

2025年は、減収減益となりましたが、過去のCM施策分析、潜在顧客に重点を置いた市場調査、社内のマーケティング関連データ整理及び分析等、原因分析を行い、今期は、マーケティング及び広告宣伝活動の改善策の実施等、各種業績改善策等を実施しております。

今後、これにより業績を改善していくことは十分可能であると考えております。

以上の内容を踏まえると、社外役員を含む現経営陣の一斉交代を必要とする合理的理由は認められないと考えております。

なお、2026年3月27日開催予定の当社第40期定時株主総会で、株主提案が可決された場合には、現任の監査役3名の内2名は辞任、1名は任期満了で退任する意向です。

以上

令和 8 年 1 月 26 日

日本和装ホールディングス株式会社  
代表取締役 鶴野 尚史 殿

## 株主提案書

〒102-0083

東京都千代田区麹町二丁目 12 番地

VORT 半蔵門 3 階

村田・若槻法律事務所

貴社株主 吉田 重久

代理人弁護士 若 梶 哲太郎

同 粟 野 公一郎

FAX : 03-3263-0481



前略 当職らは、貴社株主である吉田重久（以下「吉田氏」と言います）の代理人として、以下のとおり通知致します。

### 記

吉田氏は、会社法第 303 条、同第 305 条に基づき、貴社の次回定時株主総会（令和 8 年 3 月開催予定）に関し、以下のとおり株主提案権を行使致します。

提案する議題、提案の内容及び提案の理由は以下のとおりです。

### 第 1 提案する議題

- 1 取締役選任の件
- 2 監査役選任の件

### 第 2 提案の内容

#### 1 議題 1 （取締役 8 名選任の件）

次回の定時株主総会（令和 8 年 3 月に開催予定のもの）の終結の時をもって任期が満了となることから、別紙 1 記載の人物を取締役として選任する。

#### 2 議題 2 （監査役 3 名選任の件）

貴社の令和 8 年 1 月 14 日付通知書により、株主提案が可決された場合、監査役 2 名が辞任し、1 名が任期満了で退任する旨の連絡を受けたことから、別紙 2 記載の人物を監査役として選任する。

### 第 3 提案の理由

- 1 株主提案を行う吉田重久（以下「吉田氏」という）は、昭和 61 年（1986 年）7 月に日本和装ホールディングス株式会社（以下「当社」という）の前身である有限会社デリコを設立して以降、「無料きもの着付け教室」の着想を皮切りに、長年にわたって代表取締役として当社を牽引し、ビジネスモデルを確立し、平成 18 年（2006 年）9 月に当社の上場を果たすとともに、その後も積極的な海外展開を行うなどして当社の発展に寄与しました。

た。吉田氏は、その後、令和3年(2021年)3月に代表取締役を辞し、令和4年(2022年)3月30日の定時株主総会の終結をもって当社の取締役を退任しました。

2 吉田氏は、現在、当社発行済み株式総数の53.48%の議決権の株式を有する筆頭株主です。

3 また、吉田氏は、平成26年(2014年)11月に「NPO 法人きものを世界遺産にするための全国会議」を設立して同NPO法人議長となり、以後、「和服文化をユネスコの無形文化遺産に登録し、もって和服文化を世界に広めること」を目的とした種々の活動、すなわち、外国人のための無料浴衣教室の開催、海外での着物ファッションショーの開催、海外日本文化関連イベントへの協賛、各種大使館への浴衣の寄贈、各種着物コンテスト、撮影会、黒紋付会＆新年会の開催、市長、知事、議員等への表敬訪問、機関紙の発刊等を行っております。

4 吉田氏は、上述した当社の役員退任後、当社経営の一切を現役員に委ねていたものですが、現在の経営は現状維持を良しとする経営であり、企業の将来に向けた成長戦略に乏しく、新規顧客の獲得、他社との業務提携、テレビCM等を通じた知名度向上施策、その他において、熱意や工夫を欠くように思われます。

そして、当社の業績は、売上はほぼ横ばいの状況が続き、令和7年(2025年)12月期の第3四半期決算では、営業利益約34%減、経常利益約40%減といった大幅な経営悪化に陥っております。

かかる状況においては、当社がこのまま“じり貧”となることが大いに懸念されるものであり、当社は、創業者である吉田氏が別紙1及び2記載の役員候補者とともに経営に復帰し、「人の喜ぶところに栄あり」の創業精神や、当社上場時に打ち出した「新しい“きもの”の流通の仕組みを構築する」という基本戦略に立ち返った経営を早急かつ大胆に行い、当社に活力を与え、当社を再建し、発展させていくことが必要です。

5 吉田氏は、上記状況を受け、本株主提案を行う次第ですが、吉田氏の経営復帰後は、少数株主の保護に十分に配慮するものであり、吉田氏の役員選任案も、取締役候補者8名のうち3名を東京証券取引所の要請に基づく独立社外取締役とし、経営陣の3分の1以上を独立社外取締役とする内容としています。また、吉田氏と少数株主の利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会による少数株主の利益保護を図る予定であり、当社が既に設置している特別委員会制度を維持する方針です。この点、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード補充原則4-8-③は、支配株主を有する上場企業において、独立社外取締役を経営陣の3分の1以上とすること又は支配株主と少数株主の利害が相反する重要な取引・行為について審議・検討する特別委員会の設置をすべき旨を記載しているところ、吉田氏の役員選任案は、東京証券取引所が「又は」として要請する施策の1つのみならず双方を満たす案となります。

また、監査役の候補者においても、東京国税局出身者や税理士・公認会計士による適切な監査がなされる人選を行っております。

以上の他、吉田氏の社内役員候補者5名(吉田氏を含む)は、当社について推進力をもった改革を早急に行うため、当社の事業内容や業界をよく知る人物が経営を担う必要があるという観点から、いずれも必要不可欠な候補者を選定しております。その上で、独立社外取締役3名を候補者とした時点で、候補者の合計数が当社定款の定める取締役上限数8名に達するため、今般、合計8名を候補者とするのですが、吉田氏が経営復帰した際には、定款変更を行って取締役の上限数を増やし、独立社外取締役を増員して取締役の

半数とすることを予定しております。

6 そして、吉田氏は、本株主提案を行うに先立ち、当社の現経営陣に対して、上記 4 及び 5 の内容を説明し、本株主提案の候補者を会社提案として定時株主総会に付議して頂くことを提案しましたが、現経営陣からは、現経営陣にもう一期委任することの要請等の他、主として、①独立社外取締役の人数は経営陣の半数とすべきであり、一時的せよ半数でない状態が生じること、②NPO 法人理事との兼任者が候補者であることは、吉田氏が非営利法人である NPO 法人を利用して当社を利用する可能性があることを理由に、会社提案することは認められない、との回答がなされ、かつ、上記①②の点で譲歩の余地はないとのことでした。

しかし、①の点については上記 5 で述べたとおりです。また、②の点について、吉田氏が目指すのは、NPO 法人の上記各種活動によって着物文化の普及や着物愛好家の底上げや増大をはかることであり、その結果としてこれらが当社の業績にも寄与することは何ら否定しませんが、このことと NPO 法人の非営利性は何ら矛盾しないものと思料致します。また、現経営陣にも説明したとおり、吉田氏は、経営復帰後、当社の活動と NPO 法人としての活動を適切に切り分けて運営していく所存です。さらに、NPO 法人で志を同じくし、着物文化の普及・発展を強く願う熱意をもったメンバーが当社役員を務めることは当社及び着物業界にとって非常に有益なことであり、逆に、吉田氏を含め、NPO 法人の運営に携わっていることを理由に当社経営への関与を否定することは、当社が再建し、発展する機会を不当に制限し、当社の企業価値を損なうものと考えます。

したがって、吉田氏は、会社提案不可とする現経営陣からの上記回答がなされたことを踏まえ、本株主提案を行う次第です。

以上

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	吉田 重久 (1962年11月 8日生)	<p>1984年3月 個人にてデリコを創業</p> <p>1986年7月 有限会社デリコ（現当社）設立 代表取締役</p> <p>1987年11月 個人にて九州和装振興協会（2003年1月「日本和装振興協会」へ名称変更）を創業</p> <p>1994年9月 有限会社ワイス・アソシエイツ（その後株式会社へ組織変更）設立 代表取締役</p> <p>1995年4月 有限会社日本和装文化研究所（その後株式会社へ組織変更）設立 代表取締役</p> <p>1997年10月 砂研株式会社（その後株式会社バイオメンターへ商号変更） 代表取締役</p> <p>1998年11月 有限会社フロムノース（その後株式会社へ組織変更）設立 代表取締役</p> <p>1999年11月 日興企業株式会社設立 代表取締役</p> <p>2000年8月 有限会社ワソウ・ドットコム設立 代表取締役</p> <p>2003年10月 株式会社ヨシダホールディングス（現当社） 代表取締役社長</p> <p>2007年5月 当社 全般担当執行役員 日本和装クレジット株式会社（現ニチクレ株式会社） 代表取締役社長</p> <p>2007年11月 日本和装マーケティング株式会社 代表取締役社長</p> <p>2011年11月 Nihonwasou (Thailand)Co.,Ltd. 代表取締役社長</p> <p>2012年10月 当社 営業本部長</p> <p>2012年12月 NIHONWASOU FRANCE SAS 代表取締役社長</p> <p>2013年3月 株式会社はかた匠工芸 代表取締役社長</p> <p>2013年11月 日本和装ダイレクト株式会社 代表取締役社長</p> <p>2013年11月 株式会社はかた匠工芸 取締役</p> <p>2014年9月 Nihonwasou International Business Head Quarter 株式会社 代表取締役社長</p> <p>2014年11月 特定非営利活動法人きものを世界遺産にするための全国会議 議長（現任）</p> <p>2016年3月 株式会社メインステージ 代表取締役社長</p> <p>2018年4月 日本和装沖縄株式会社 代表取締役会長兼社長</p> <p>2018年7月 NIHONWASOU(VIETNAM)CO.,LTD 代表取締役社長</p>	4,885,300株

		<p>2018年8月 NIHONWASOU(CAMBODIA)CO.,LTD. 代表取締役社長</p> <p>2018年12月 当社 取締役</p> <p>2019年3月 当社 代表取締役会長</p> <p>2019年12月 当社 新規事業準備室 室長 当社シンガポール駐在員事務所</p> <p>2021年3年 Nihonwasou Asia Pacific Holdings Pte.Ltd 代表取締役</p>		
		<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>吉田重久氏は、創業者として企業理念の設計や主要サービスの開発を成功させている実績があります。加えて、現在もなお和装に関する業務に携わっておりますので、和装業界における長い経験を、当社の経営全般の意思決定に有効に生かしていくためです。</p>		
2	<p>さとう まさき 佐藤 正樹 (1959年6月1日生)</p>	<p>1984年4月 株式会社海事プレス社 入社</p> <p>1991年7月 有限会社ドミナ 代表取締役</p> <p>2011年8月 当社 入社</p> <p>2012年4月 株式会社メインステージ 取締役</p> <p>2012年9月 当社 総務担当執行役員</p> <p>2013年3月 当社 取締役</p> <p>2013年7月 当社 取締役 PR および営業企画担当</p> <p>2014年3月 当社 常務取締役営業企画およびPR担当</p> <p>2015年1月 当社 取締役管理本部長総務担当</p> <p>2018年2月 シックスセンスラボ株式会社 監査役（現任）</p> <p>2018年4月 一般社団法人全国きもの街づくり協議会 代表理事（現任）</p> <p>2024年7月 特定非営利活動法人きものを世界遺産にするための全国会議 理事（現任）</p>	0 株	
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>佐藤正樹氏を取締役候補者とした理由は、当社のきもの関連事業において豊富な実績と経験及び知見を有し、2016年3月に退任するまで当社取締役営業企画及びPR担当・管理本部長等を歴任して職責を果たしており、その後も和装に関する業務に従事しており、当社取締役にふさわしい経験と能力を有していると判断したためです。</p>			
3	<p>いわもと よしこ 岩本 福子 (1955年9月9日生)</p>	<p>1993年6月 株式会社シュテルン福岡入社 同社マネージャー</p> <p>1997年4月 株式会社ヤナセ 入社</p> <p>2001年2月 吉水公認会計士事務所 入所</p> <p>2003年4月 岡陽三郎税理士事務所 入所</p> <p>2011年8月 当社 着付講師（業務委託）</p> <p>2013年7月 当社 入社 宮崎局局長</p> <p>2015年1月 当社 第四営業部部長代理</p> <p>2016年1月 当社 第四営業部部長</p> <p>2017年1月 当社 西日本エリア福岡局局長</p>	2,000 株	

		2018年3月 株式会社オフィス岩本設立 同社代表取締役社長 (現任) 2023年4月 特定非営利活動法人きものを世界遺産にするための全国会議 理事 (現任)		
		(取締役候補者とした理由) 岩本福子氏取締役候補者とした理由は、きもの講師として長い経験と和装に関する豊富な知識に加え、当社のきもの関連事業において豊富な実績と経験及び知見を有し、2018年3月の事業開業に際して当社を退職するまで当社宮崎局局長・第四営業部部長・西日本エリア福岡局局長等の役職を歴任して職責を果たし、その後に企業経営に参画した経営者としての経験を有しております、当社取締役にふさわしい経験と能力を有していると判断したためです。		
4	いしい 石井 恵美 (1974年4月6日生)	1995年4月 PEC 産業教育センター 入社 2000年4月 当社 入社 2019年1月 当社 名古屋局副局長 2022年1月 当社 名古屋局局長 2025年1月 当社 第1営業部部長代理	300 株	
	(取締役候補者とした理由) 石井恵美氏を取締役候補者とした理由は、当社のきもの関連事業において豊富な実績と経験及び知見を有し、これまでも当社名古屋局局長等の役職を歴任して職責を果たしてきており、当社取締役にふさわしい経験と能力を有していると判断したためです。			
5	まつうら 松浦 恵美子 (1962年3月8日生)	1982年3月 株式会社シンコーホーム 入社 1992年1月 社団法人大山青年会議所 入社 1997年7月 ニュースキンジャパン株式会社 代理店 開業 2011年10月 当社 着付講師 (業務委託) (現任)	1,805 株	
	(取締役候補者とした理由) 松浦恵美子氏を取締役候補者とした理由は、きもの講師として長い経験と和装に関する豊富な知識を、当社の経営全般の意思決定に有効に活かしていただけたためです。			
6	まえだ 前田 政文 (1973年11月1日生)	1995年4月 アプライド株式会社 入社 1997年3月 エプソンサービス株式会社 入社 2010年1月 リツグローバル株式会社 入社 国際事業部長 2010年12月 ジェイエムテクノロジー株式会社 入社 2011年1月 JM Singapore IT Solutions Pte Ltd 出向 General Manager (NTTSingapore Pte Ltd へ常駐) 2012年10月 Ritz Globe Pte Ltd 設立・創業 同社 Director (2015年4月 SETA へ社名変更) 2015年4月 SETA Technologies Pte Ltd 設立・創業 Managing Director (現任) 2024年4月 SETA Vietnam Co., Ltd 設立・創業 General Director (現任)	0 株	

		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 前田政文氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営に参画した経営者としての経験と、現在及び将来に必要不可欠なICTの活用に関する幅広い見識を有しております、当該経験及び知見を活かして特に経営全般について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待したためです。	
7	坂口 珠美 <small>(1968年6月10日生)</small>	<p>1989年4月 有限会社オクト(春日市／インテリア小売業) 入社</p> <p>1994年8月 インテリアコーディネーター資格取得</p> <p>1996年9月 株式会社カンサイ 入社 リフォーム事業部</p> <p>2006年4月 有限会社オクト(福岡市) 設立 代表取締役(現任) セレクトショップ【HOMESTLE OCT.】展開</p> <p>2010年11月 同社にてインテリアデコレーション、輸入家具販売、各種リノベーション事業</p> <p>2025年5月 博多法人会 理事役員 就任(現任) 博多法人会 女性部会役員 就任(現任)</p>	0株
8	清成 留美 <small>(1973年10月11日生)</small>	<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 坂口珠美氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営に参画した経営者としての経験と、インテリア業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております、当該経験及び見識を活かして特に当社の取り扱う商品の販売展開について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待したためです。</p> <p>1996年4月 株式会社九州博広 入社</p> <p>1999年11月 株式会社エフアンドエム 入社</p> <p>2007年4月 きよなり社会保険労務士事務所 開業</p> <p>2021年11月 社会保険労務士法人 KESERA に法人化 同法人代表(現任)</p>	0株

- 吉田重久氏は、当社の発行済み株式の53.48%を保有する株主です。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 前田政文氏、坂口珠美氏及び清成留美氏は社外取締役候補者です。
- 前田政文氏、坂口珠美氏及び清成留美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
- 会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結

することができる旨を定款第 29 条に規定しており、前田政文氏、坂口珠美氏及び清成留美氏との間で責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする予定です。

5. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により補填する予定です。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることになる予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	おおくに まさなお 大國 正直 (1949年4月 17日生)	<p>1974年4月 株式会社長谷川工務店(現 長谷工コーポレーション)入社</p> <p>1981年10月 宅地建物取引主任者 取得</p> <p>1983年6月 株式会社長谷工アーベストに出向 同社 受託販売事業部 ゼネラルマネージャー</p> <p>1994年3月 不動産技能コンサルタント 取得</p> <p>1997年4月 株式会社エムズコーポレーション 入社 同社 取締役 不動産本部長</p> <p>1999年4月 オリックス・ファシリティーズ株式会社 入社 同社 不動産開発事業部 担当部長</p> <p>2017年4月 当社 不動産管理業務(業務委託契約)</p> <p>2019年6月 特定非営利活動法人きものを世界遺産にするための全国会議 監事</p> <p>2020年3月 一般財団法人吉田育英会 代表理事(現任)</p> <p>2023年4月 特定非営利活動法人きものを世界遺産にするための全国会議 理事(現任)</p> <p>(監査役候補者とした理由) 大國正直氏を監査役候補者とした理由は、不動産分野を中心に企業の経営に関する知識を有しております、当社業務についての理解も深いことから、当社の監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。</p>	0株
2	まきの のりあき 牧野 憲晃 (1974年6月 15日生)	<p>1999年4月 東京国税局 入局</p> <p>1999年7月 本郷税務署 法人課税部門事務官</p> <p>2004年7月 平塚税務署 総務課会計係主任</p> <p>2007年7月 本所税務署 特別国税調査官付調査官</p> <p>2009年7月 目黒税務署 総務課総務係長</p> <p>2015年7月 麻布税務署 法人課税部門上席調査官</p> <p>2018年7月 蒲田税務署 法人課税部門上席調査官</p> <p>2022年6月 東京国税局 退官</p> <p>(社外監査役候補者とした理由) 牧野憲晃氏を社外監査役候補者とした理由は、国税局にて長らく税務調査に関する業務に従事された経験を有し、税理士資格も保有されている税務・会計の専門的見地から、取締役の職務執行を監査していただくためです。 なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>	0株
3	うえき やすひこ 植木 康彦 (1962年2月)	<p>1984年8月 高野総合会計事務所入所</p> <p>1986年11月 税理士登録 (東京税理士会)</p> <p>2010年1月 Ginza 会計事務所創立</p>	0株

	<p>8日生)</p> <p>2010年6月 事業再生研究機構理事（現任）      2014年8月 公認会計士登録（日本会計士協会東京会）      2017年11月 有限会社 GK コーポレートアドバイザリー取締役（現任）      2020年6月 一般財団法人新潟県人会館監事（現任）      2021年5月 一般社団法人戦略法務講座・中島塾監事（現任）      2022年4月 一般財団法人 SOLIZE 財団監事（現任）      2025年6月 日本会計士協会東京会台東会副会長（現任）</p>	
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>植木康彦氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士・公認会計士として各種企業の税務・会計に関する業務に従事された専門的見地を有することに加え、各種企業へのコンサルティングを行う会社の経営をされている経験及び一般社団・財団法人の監事を務めている経験から、取締役の職務執行を監査していただくためです。</p>		

1. 牧野憲晃氏及び植木康彦氏は社外監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 大國正直氏、牧野憲晃氏及び植木康彦氏が選任された場合には、同氏らとの間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることになります。